

社会保障委員会 *NEWS*

発行：社保委員会事務局

■事務部門で義捐金による生活保護停止23世帯を訪問

東日本大震災の義捐金や災害弔慰金が収入とみなされ、生活保護の支給が停止となった被災世帯が宮城県では、11月1日現在で410世帯あります。塩釜市でも生活保護申請を受理しない、支給停止にあたって適法な手続きを行っていない等のケースが、塩釜生活と健康を守る会に寄せられています。

義捐金などを収入とみなすのは、厚生労働省の通知に基づくものです。義捐金から家具、家電の購入費や教育費などを含む自立更生費を差し引いた額が、最低生活費の6カ月分を超える場合に保護が停止されます。

事務部門では、当院の患者さんで不適切な停止措置が行われていないか、戸別訪問し聞き取りを行いました。

＜MSW再訪問で生活保護復活の事例も＞

生活保護停止の連絡のあった患者宅23軒を訪問し、11軒と面談できました。そのうち自立更正計画書を記載し、説明後に生活保護停止となったお宅は7軒、4軒は本人不在で詳細不明でした。

お会いできたお宅のほとんどは、義捐金が基準以下になったら生活保護は再開する、と言われていましたが、中には「義捐金の残りが少なくなったので、保護再開を申請にいったが断られた」というお宅があり、再度MSWが同行訪問し市担当課に確認したところ、12月より生活保護再開となりました。

生活保護停止中は国保となるため、震災被害による一部負担金免除証明書手続きのご案内をしましたが、中には免除証明書の手続きをしていない方もおりました。

＜七ヶ浜町・国保1か月短期証のお宅6世帯も訪問＞

生活保護停止世帯の訪問とあわせて、この間七ヶ浜町で発行されている国保の1か月短期保険証のお宅6軒も訪問しました。2軒のお宅と面談できましたが、震災による収入減少や困難な家庭背景などがあり、震災による一部負担金や国保税減免を町に相談することや無料低額診療事業を紹介してきました。

事務部門では、引き続きお会いできなかった留守宅の訪問と停止になったお宅もきちんと保護が再開されているか確認の訪問を行う予定です。

■仮設住宅での健康相談会も引き続き開催！

仮設住宅での健康相談会も引き続き開催中です。

12月1日伊保石仮設、今田院長、藤原医師、ICU・3階の看護師2名、検査1名、友の会からは1名参加。今田院長は、市保健婦の要請で血圧200を超えているが放置している30代男性宅を訪問するも玄関で「診察結構です」と。また、お母さんが「うちの子見てほしいんです」とこられて、藤原医師が訪問。“おたふくかせ”でした。

8日城南仮設、佐藤美医師、4・5階看護師2名、組織課木伏課長が参加。＜伊保石仮設・健康相談後に懇談＞

近くの借り上げ仮設になっているアパートからも、「最近調子が悪くて」と参加が

あり、血圧193で2～3日前から右下肢がだるいと訴えられ左結膜下出血もあるため、当院夜間外来受診を強く勧めるも「明日息子が来てかかりつけ病院にいくから」と帰られました。

15日山王仮設、内藤医師、6階2名・7階の看護師3名参加、放射線1名、友の会は副会長が参加。前の週に集会所で初めての友の会班会を開催したこともあり（「いつでも元気」2月号に記事掲載）、皆さん賑やかに交流されてました。

22日高橋仮設、富山医師に代わり佐藤美医師が急きょ参加、手術室・8階看護師2名が参加。震災前まで社交ダンスを習っていた方が、手術室看護師相手に社交ダンスを教える一幕もあり、2011年最後の健康相談会も賑やかに終了しました。



＜高橋仮設＞

＜お知らせ＞ 路上生活者健診1/7（土）15時半～ 仙台福祉プラザ9階和室